

○議長（吉田敏郎）

日程第3 議案第27号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、国民健康保険税の課税限度額の見直し、低所得者に係る保険税軽減制度の拡充等、所要の改正をしたいので、開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。保険健康課長。

○保険健康課長（高橋靖恵）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第27号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和元年5月20日提出、開成町長、府川裕一。

それでは本条例の概要について、大きく二つに分けて御説明いたします。なお、お手元に参考資料として、賦課限度額の引き上げ内容と7割、5割、2割軽減に係る各世帯の合計所得の算出式と、旧被扶養者に係る減免について添付しておりますのであわせて御覧ください。

一つ目としまして、国民健康保険税につきまして。

昨年12月に閣議決定された、平成31年度税制改正大綱において、国民健康保険税の課税限度額と軽減判定所得基準額の引き上げが決定されております。これを受けて総務省は、3月29日付けで地方税法施行令の一部を改正する政令を公布し、4月1日に施行されました。

今回の条例改正は、この政令改正を受け、条例の改正案を御提出させていただくものです。改正の趣旨ですが、現状の国民健康保険において相当の高所得者の方であっても、保険税の課税限度額しか負担しない仕組みを改めるために、課税限度額を段階的に引き上げ、結果的に高所得者により多くの負担をいただき、中間所得層の被保険者に配慮した負担設定を行うというものでございます。

今回は、保険税の課税限度額の段階的引き上げについては、現行の58万円を61万円に引き上げることとされました。

次に、低所得者に対する国民健康保険税の減額措置の対象となる、世帯の減額判定についての見直しでございます。現行の5割減額の基準について、基礎控除額33万円に加え、被保険者に増ずる金額を27万5千円としておりますが、これを28万円とし、また2割減額の基準については、同様に50万円が51万円とされま

した。

二つ目としましては、国民健康保険税における旧被扶養者減免期間の見直しに係る改正です。

参考資料にあります、2 ページを御覧ください。

最初に、旧被扶養者減免とは、平成 20 年 4 月 1 日の後期高齢者医療制度の創設に伴い、会社の健康保険の加入者本人が、75 歳になり後期高齢者医療制度に加入することによって、65 歳以上の扶養家族の方が国民健康保険に加入した場合に限り、保険税の負担緩和のため減免が受けられます。平成 20 年度からの保険税の減免内容につきましては、所得割を全額免除とし、均等割と平等割を半額とする減免措置を行っています。平成 31 年 4 月からは、後期高齢者医療制度における保険料軽減措置の期間の見直しに合わせ、国民健康保険においても国の事務連絡により、保険税の均等割と平等割の減免措置を、国保資格取得から 2 年間に限ることとなりました。ただし所得割の減免措置は当分の間、実施することといたします。

それでは議案の 1 ページを御覧ください。

開成町条例第 1 号。

開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

開成町国民健康保険税条例（昭和 31 年開成町条例第 2 号）の一部を、次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧ください。右が改正前、左が改正後であります。

第 2 条第 2 項が、先ほどの御説明の基礎限度額の規定であり、58 万円から 61 万円に引き上げることによる改正でございます。

次に第 24 項につきましても、58 万円から 61 万円に改正いたします。

2 ページを御覧ください。

第 2 号の改正であります、基礎控除額 33 万円に加え、被保険者に増える金額を 27 万 5 千円から 28 万円に改正いたします。

第 3 号の改正であります、同様に 50 万円から 51 万円に改正いたします。

次に附則の改正でございます。こちらは、先ほど御説明の、旧被扶養者減免の減免期間の見直しの規定であり、均等割と平等割については、資格取得から 2 年間に限り減免とし、所得割について、平成 22 年度の改正のまま当分の間減免をすることとしております。

附則でございます。

第 1 条、この条例は公布の日から施行いたします。

第 2 条、改正後の開成町国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 30 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

最後に、本改正による本町の被保険者への影響について、触れさせていただきます。

す。

まず限度額の引き上げによる影響ですが、医療分のみで申しあげると、改正前の限度額超過世帯は１７世帯、改正後は１６世帯。１世帯の減となります。保険税への影響は４８万円の増となる見込みでございます。

次に低所得者に係る軽減拡大による影響ですが、５割軽減は４世帯の増、保険税への影響は２７万４千３００円の減。２割軽減につきましては５世帯の増、保険税への影響は７万８千２００円の減となる見込みでございます。

最後に、旧被扶養者減免による影響ですが、改定前は４３世帯、改正後は１４世帯。２９世帯の減。保険税の影響は７１万９千５００円の増となる見込みでございます。

御説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

質疑がないようですので、続いて、討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第２７号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（吉田敏郎）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。